

平成 29 年 5 月 24 日

一般社団法人
F i n T e c h 協会 御中

国税庁課税部課税総括課

国税関係帳簿書類の電子保存に関する周知の依頼について

F i n T e c h 協会の皆さまには、平素より税務行政にご理解とご協力を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、平成 28 年度税制改正により電帳法（※）のスキヤナ保存に関する要件が緩和され、本年 1 月以降、改正後の電子保存が開始されているところです。また、いわゆるクラウド会計をはじめとして、簡易に会計処理や税務申告が行える会計ソフトが増加し、普及しつつあるとの報道もあるところです。

※ 電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則

税務署長の承認を受けた者は、税法上保存義務がある帳簿及び書類について、電帳法に定める一定の要件を満たすシステムを使用して作成した電子データを保存することで紙での保存に代えることができることとされています。

一方で、電帳法の要件を満たさない会計ソフトが普及した場合、その利用者が誤解し、電帳法に定める税務署長の承認を受けることなく、税法上保存義務がある帳簿及び書類を紙での保存を行わずに、電子データで保存を行う納税者が増加するおそれがあります。

税務調査等で上記のことを把握した場合には、仮に納税者の誤解に基づくものであっても、税法上の帳簿・書類の保存義務を果たしていないとして、青色申告を取り消すことがあり、その場合には、青色申告を行うことによる税法上の各種特典（※）についても取り消すといった不利益が納税者に生じることとなります。

※ 青色申告の主な特典

青色申告特別控除、青色事業専従者給与、貸倒引当金の特例、欠損金の繰越控除、特別償却・特別控除

さらに、このような状況が生じることは、今後の会計ソフトの普及に悪影響が生じることも懸念されることです。

以上のことから、会計ソフトの利用者が、電帳法の要件を満たさない会計ソフトを利用することにより、税法上保存義務がある帳簿及び書類を紙ではなく、電子データで保存することが可能であるとの誤解が生じることのないよう、電帳法の要件を満たしていない会計ソフトには、その旨を表示し、税法に定める帳簿及び書類については、別途、紙での保存が必要な旨の注意喚起を行うなどの対策を行っていただくよう、会員の皆様へ周知いただきますようお願い申し上げます。

最後に、F i n T e c h 協会の皆さまには、今後も引き続き税務行政にご理解とご協力を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。